

生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護の制度について、説明したものです。

わからないことや、相談のあるかたは
気軽に市役所第二庁舎2階 生活支援課まで、お声がけください。

また、電話による問い合わせも可能です。

生活保護の申請は、「国民の権利」です。生活保護を必要とする可能性は

全ての人にあり、一人で悩まずに相談してください。

かすかべしやくしよ だいひょう
(春日部市役所 代表 ☎048-736-1111)
せいかつしえんか ちよくつう
(生活支援課 直通 ☎048-796-8452)

かすかべしふくしじむしよ
春日部市福祉事務所
かすかべしやくしよ せいかつしえんか ほごだい たんとう ほごだい たんとう
(春日部市役所 生活支援課 保護第1担当、保護第2担当)

〒344-8577 かすかべしちゅうおうななちようめ ばんち
春日部市中央七丁目2番地1

生活保護とは

生活保護とは「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条の理念に基づき、生活保護法で定められた制度です。

年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る場合で、資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に対して、その困窮状態に応じて必要な保護を行い、生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

生活保護開始までの流れ

1 相談

「生活に困っている」「生活保護について知りたい」と思ったら、福祉事務所（生活支援課）に相談してください。

福祉事務所は、生活保護の手続きだけでなく、そのかたがたの問題解決に向けた相談に応じます。

相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。可能な範囲で協力してください。

相談者の秘密は守られますので、気軽に相談してください。電話での相談もできます。

2 申請

生活保護を受けるには、福祉事務所への申請が必要です。申請の意思があるかたであれば、どなたでも申請ができます。本人が申請できないときは、親族が代理で申請することもできます。

申請の際には、調査に必要な書類、資産状況を確認できる資料の提出をお願いしています。

3 ちょうさ 調査

(1) しさん かつよう 資産の活用

せいかつほ ごしんせいご ぎんこう せいめいほけんがいしゃ しさん ちょうさ おこな
生活保護申請後、銀行や生命保険会社などに資産の調査を行います。

よちよきん せいめいほけん とち かおく じどうしゃ こうか ききんぞく しさん ばあい
預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、高価な貴金属など、資産がある場合
は、その資産を売却して最低生活費に充てていただきます。

ただし、きょじゅうよう ふどうさん つきじゅうたく のそ いったい じょうけん
ただし、居住用の不動産（ローン付住宅は除く）は一定の条件のもと、
ほゆう みと ばあい
保有が認められる場合があります。

また、じじょう せいめいほけん がくしほけん じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ
また、事情によっては、生命保険、学資保険、自動車や原動機付自転車
(げんつき ほゆう みと ばあい
(原付バイク)の保有が認められる場合もあります。

(2) のうりよく かつよう 能力の活用

はたら のうりよく はたら ひつよう
働く能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、
びょうき しょう りゆう はたら もんだい かいけつ ゆうせん
病気や障がいなどの理由で働けないかたは、その問題の解決を優先します。

(3) ふようぎむしゃ えんじょ 扶養義務者からの援助

おや きょうだいしまい みんぽうじょう ふようぎむしゃ えんじょ う
親、こども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務者から援助を受けることがで
きる場合は受けていただきます。ただし、かのう はんい えんじょ
可能な範囲での援助となりますので、えんじょかのう ふようぎむしゃ せいかつほご かいし
で、援助可能な扶養義務者がいることによって生活保護が開始されないという
ことはありません。

ふくしじむしょ ふようぎむしゃ えんじょ かひ しょうかい えんじょ きたい
福祉事務所から扶養義務者へ援助の可否を照会しますが、援助が期待できな
い場合や家庭内暴力・DV・虐待を受けていたなどの場合は、ばあい しょうかい
ばあい かにないほうりよく ぎゃくだい う ばあい しょうかい
場合や家庭内暴力・DV・虐待を受けていたなどの場合は、照会しませ
るのでふようぎむしゃ かんけい もうで
るので扶養義務者との関係について申し出てください。

しょうかい おこな ばあい れい
照会を行わない場合の例

- 現在、生活保護を受けているかた、福祉施設入所中のかたや長期入院中のかた
 - 概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の就労をしていないかた
 - 特別な事情があって明らかに扶養できないと考えられるかた
 - 交流が断絶しているかた（10年程度音信不通など）
 - 家庭内暴力やDVを受けて逃げている相手
 - 過去に虐待を受けたことがある相手
- ※これ以外にも事情のあるかたは、申し出てください。

せいで かつよう
(4) ほかの制度の活用

生活保護以外にも生活を支えるためのさまざまな公的制度があります。
活用が可能な制度がある場合は、それらを優先して活用していただきます。

例) 年金、雇用保険、傷病手当、児童手当、児童扶養手当、自立支援医療など

せいかつ ほ こ き
(5) 生活保護の決めかた

生活保護は、原則として世帯を単位として、国が定めた**最低生活費**と**世帯全員の収入**を比較し、不足する額を保護費として支給する制度です。
このため、収入が最低生活費を超える場合は、原則、生活保護は開始されません。

せいかつ ほ こ
生活保護のイメージ

最低生活費	
世帯全員の収入	保護費

ふそくがく ほ こ ひ しきゅう
不足額を保護費として支給します。

さいていせいかつひ
最低生活費・・・その世帯（くらしを共にしている家族）のくらしの実態
（ねんれい、にんすう、けんこうじょうたいなど）をもとに国で決めた基準によっ
て計算された1カ月分の生活費です。
世帯の収入額や冬季の暖房費などによっても変わりますの
で、月によって生活費が変わる場合があります。

せたいぜんいん しゅういゅう
世帯全員の収入・・・就労収入、年金・手当など、他の法律などにより支給され
る金銭、親族などからの仕送り、資産を貸したり、売って得た
収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

(6) 結果の通知（生活保護法第24条）

しんせい ひ げんそく か い ない
申請した日から原則として14日以内。ただし、特別な事情で調査に時間を
よゆう ばあい さいちよう にち い ない けっか つうち
要する場合には最長で30日以内に結果を通知します。

4 保護開始

せいかつほ こ かいし けつてい
生活保護の開始が決定したかたには、地区担当員（ケースワーカー）が自立に
む しょう おこな
向けた支援を行っていきます。

ひつよう おう しゅうろう しえん おこな
※必要に応じて、就労についての支援も行います。

生活保護が開始されたら

1 生活保護の種類

生活保護には、8種類の扶助があります。

一定の要件のもと、支給されるのは保護開始日以降に需要が発生したものと
なります。扶助の内容によっては、福祉事務所が直接納付する場合があります。

(1) 生活扶助

衣食、光熱水費、家具・家電製品の買い替えなどを含む日常生活に必要な費用です。年齢や世帯の人数などで算定されます。

(2) 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用（共益費・管理費は除く）です。
限度額内で支給されます。

(3) 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用です。
最低限必要な費用が支給されます。

(4) 医療扶助

病院の受診や薬の費用です。
保険適用の範囲内で治療を受けられます。特別な場合を除き、自己負担はありません。

(5) 介護扶助

介護認定を受けているかたが、介護サービスを受ける際の費用です。
特別な場合を除き、自己負担はありません。

(6) 出産扶助

しゅっさんふじょ

しゅっさん ひよう
出産にかかる費用です。

げんどがくない しきゅう
限度額内で支給されます。

(7) 生業扶助

せいぎょうふじょ

こうとうがっこう ひよう しゅうしょく ひつよう ぎのう しかくしゅうとく
高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかか
る費用です。

(8) 葬祭扶助

そうさいふじょ

そうさい ひよう
葬祭にかかる費用です。

せたいいん な ばあい いったい じょうけん げんどがくない しきゅう
世帯員などが亡くなった場合、一定の条件のもと、限度額内で支給されま
す。単身世帯のかたが亡くなった場合は、遺族による葬祭の執行が優先となり
ます。

2 保護費の支給方法

ほごひ しきゅうほうほう

(1) 毎月の保護費

まいつき ほごひ

ほごひ げんそく まいつき か か どにち しゅくさいじつ あ ばあい
保護費は、原則として、毎月5日（5日が土日、祝祭日に当たる場合は、そ
の直前の開庁日）に指定の金融機関へ振り込みます。

(2) 臨時の保護費

りんじ ほごひ

りんじ ひつよう いったい じょうけん しきゅう ばあい
臨時で必要となるものについては、一定の条件のもと、支給される場合があ
りますので、かならず事前に相談してください。また、かならず支払った月の翌々月
までに申しんせいでください。それ以降に申しんせいでしたのものについては、支給できない
ばあい
場合があります。

しきゅうれい 支給例

- 借家、借間の契約更新料が必要なとき
- 病気などのため、おむつなどを必要とするとき
- 身内の葬儀に行くとき
- 電車やバスなどを使い、病院を受診するとき
- 通学のための定期代や学校のクラブ活動等の費用がかかるときなど

(3) その他

① 就労自立給付金

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった世帯については、就労自立給付金を受給できる場合があります。

② 進学・就職準備給付金

18歳になる年度に大学・専門学校などに進学するかたに加え、新たに高校等を卒業後に就職するかたにも、国の条件に合う場合、進学・就職準備給付金を受給できる場合があります。

3 生活保護を受けているかたの権利

- (1) 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護が開始されます。
- (2) 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護の適用がなくなるようなことはありません。
- (3) 受け取る保護費や保護の物品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※世帯の状況や収入などにより、保護費の額が変わることや生活保護が停止や廃止になることがあります。その決定は通知書でお知らせします。福祉事務所の決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に知事に対して審査請求を行うことができます。

4 生活保護を受けているかたの義務

(1) 届け出の義務（生活保護法第61条）

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、次のような場合は、すぐに福祉事務所に届け出てください。

① 収入が増えたときや減ったとき

収入額は保護費に影響するので、**あらゆる収入について、必ず届け出てください。**また、収入、資産に変化がない場合でも、年に一度、現状を届け出ていただきます。

収入の例

- ・ 給与、賞与
- ・ 年金などの公的手当（遡及して年金を受け取ったときを含む）
- ・ 高校生のアルバイト収入
- ・ 生命保険の入院給付金、解約返戻金
- ・ 交通事故の慰謝料、補償金
- ・ 不動産など、資産の売却益
- ・ 相続、養育費、仕送り、借入れ
- ・ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払い金など

② 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）

③ 家賃、地代などが変わるときや契約更新するとき

④ 働けるようになったり、働けなくなったとき（就職、転職、退職、退職など）

⑤ 社会保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき

⑥ 入院や退院したとき

⑦ 交通事故や仕事上の事故などにあったとき

⑧ しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき

⑨住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）

⑩生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき

⑪その他、生活の状況が変わったとき（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）

(2) 指導・指示に従う義務（生活保護法第27条）

生活状況に応じた適切な保護を実施するために、福祉事務所から指導・指示をすることがあります。

指導・指示に従わない場合は保護が受けられなくなることがあります。

例) 保有が否認されている財産の処分、就労指導など

(3) 生活向上の義務（生活保護法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努めなければなりません。

(4) 譲渡禁止

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(5) 資産の活用

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、高価な貴金属などの資産は、売却していただきます。ただし、現在お住まいの住宅や障がいのために通院などで必要な自動車などは、一定の条件のもとに保有を認められる場合がありますので相談してください。

5 収入の控除

収入には、次のような控除や収入として認定しない取り扱いができる場合があります。

控除とは金額を差し引くことです。控除された額は収入としては認定されな

いため保護費を差し引きしません。

(1) 就労収入に対する控除

基礎控除	給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
20歳未満控除	20歳未満のかたが就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤に伴う交通費などの必要経費が控除されます。

(2) 高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金などに充てる場合、早期自立に役立つと認められたものは、収入として認定しない取り扱いができますので相談してください。

(3) その他

自立更生のために役立つと認められるものについては、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので相談してください。

6 各種減免

生活保護受給中は、次の減免を受けることができます。

種類	手続きをするところ
住民税	市民税課
固定資産税	資産税課
国民年金保険料	市民課国民年金担当
水道料金	上下水道部 経営総務課
NHK受信料	生活保護開始時に案内します

※上記以外に、住民票・戸籍謄抄本・非課税証明などの交付時の手数料が免除

となる場合がありますので相談してください。

7 医療機関にかかるとき

(1) 受診できるのは、生活保護法で指定された医療機関のみです。

受診の際には、医療機関に医療券（薬局は調剤券）を提出する必要がありますので、受診前に福祉事務所に生活保護の受給証を持って申請に来てください。

なお、医療機関の了承が得られている場合は、福祉事務所に受診する医療機関名を電話連絡することにより、福祉事務所から医療機関に直接、医療券を送付することもできます。

医療券（調剤券）は、月ごと、医療機関ごとに必要ですので、月が変わったら、再度、申請してください。

同じ診療科目で複数の医療機関を受診することや複数の医療機関で同じ作用の薬をもらうことはできません。

原則として、市内など、近隣の医療機関を利用してください。

(2) 休日や夜間など福祉事務所が閉まっている時、急病の時など、医療券（調剤券）を取りに来られない場合は、受給証を医療機関に提示して診察を受けてください（この場合、医療機関によっては、実費または保証金が必要な場合があります）。その後、福祉事務所の開所時間になったら、受診した旨を連絡してください。

(3) 薬はジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用が原則となります。

(4) 社会保険証を持っているかたは、引き続き使用することになりますので、医療機関の窓口で、受給証、医療券（調剤券）、と共に社会保険証を提示してください。

(5) 治療材料（コルセット・メガネなど）及び施術（はり・きゅう・マッサージ・柔道整復など）について、医師の診断により必要となった場合はケースワー

カーに相談してください。

8 保護費を返していただく場合

(1) 保護費の返還

①保護費は、「最低生活費」と「世帯全員の収入」を比較し、不足する額を支給するものです。

このため、生活上の変化や収入の増加により、月の始めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多くなった分を返していただきます。

収入の例) 給与、手当など

②急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています(生活保護法第63条)。

資力の例) 居住に用いていない不動産、生命保険の解約返戻金、保護開始後に受け取る事故等の賠償金、生命保険の給付金、年金の遡及受給、高額療養費など

9 不正受給の費用徴収と罰則

(1) 不正受給とは

生活保護を受けている間、世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、速やかに正しく届け出なければなりません。これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則(生活保護法第78条、第85条)

事実と違う申請(世帯構成・就労状況など)や不正な手段により保護費を受け取ったときは、受け取った金額を返していただきます。また、その徴収する金額に加え、同額の100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する

ことがあります。その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられる
ことがあります。

不正受給の例) 就労収入や年金収入、その他の収入について申告をして
いない、あるいは事実と異なる内容で申告をしている場合など
偽装離婚や世帯員以外の者との同居
暴力団員の受給

10 地区担当員（ケースワーカー）

ケースワーカーは、生活保護を受けているかたが困っていることへの解決や
自立に向けて一緒に考え、手助けをします。そのため、生活状況などの確認、
面接相談のために定期的に自宅を訪問します。

生活上の問題があれば、遠慮なく相談してください。個人の秘密は固く守りま
すので安心してください。